

資料 1

特別委員（パーム油）名簿

永田 淳嗣	東京大学大学院総合文化研究科 准教授
横島 直彦	農林水産省食料産業局食品製造課長
井上 達夫	油糧輸出入協議会 専務理事
齊藤 昭	一般社団法人 日本植物油協会 専務理事
金子 貴代	グリーン購入ネットワーク (GPN)
河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会 理事

〔 パーム油の調達基準の検討において参加する委員。 〕

特別委員（紙）名簿

立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
湯本 啓市	経済産業省製造産業局素材産業課長
上河 潔	日本製紙連合会 常務理事
深津 学治	グリーン購入ネットワーク (GPN) 事務局長
河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会 理事

[紙の調達基準の検討において参加する委員。]

資料 2

第19回 調達ワーキンググループ（WG）（1月29日）

パーム油の調達基準の検討 概要

(対象について)

- ・ターゲットはいわゆる原材料のパーム油なのか、中間加工品含む最終製品なのか、また、海外で製造されたか国内で製造されたかで区別するかを整理する必要。
- ・パーム油が使われている製品が一般にはまったく認知されていないので、最終的な調達基準の中にも具体な品目名を入れてほしい。
- ・発電用途のパーム油については、資源エネルギー庁で議論しており、基本的に認証油を使うという流れになっているので、この基準の議論の対象からは外してよいのではないか。
- ・発電用途のパーム油については脱炭素の観点から変なものが入ってこないようどこかでケアした方がよい。
- ・製品の段階や企業群の性格によって能力も違う。こちらが全部調べるわけではない中で、供給側に説明しろと言ってもその能力に差が出てくると思う。

(持続可能性の観点について)

- ・具体的な内容の例についてはすべて満たす必要があるということがわかるように書いてほしい。
- ・先住民族等の土地に関する権利について、意見を述べる場を設けているだけではなく、合意を得るまで書いてほしい。
- ・適切な労働環境の確保についてはサプライチェーンも含めて考えた方がよいのではないか。
- ・認証油に、農園までのトレーサビリティの確保、FPIC、保護価値の高い地域が開発されていないことを上乗せしていけば実効力のある形で担保できると思う。
- ・パーム油で問題になると言われている児童労働、強制労働、労働安全といったことをしっかりと明示する必要があると思う。
- ・担保方法も含めた総合的な対応が必要であると思う。

(認証制度の活用について)

- ・FPP の資料を見る限り、ISPO、MSPO は強制労働や移住労働者の項目が足りていないのではないか。
- ・3つの認証について、事務局では「強制労働」等の直接的な言葉がないからというところで判断せず、内容面を見た上で整理をしている。
- ・もう少し議論をしないと3つの認証が持続可能性の要件を全て担保しているという誤ったメッセージを出してしまう可能性がある。
- ・認証なら全て OK とすることで、東京大会がリスクを負うのではないかと懸念している。
- ・結局はそこに書かれているかどうかではなく、現地で実効力のある形で実施されているかどうかを見ることが大事だと思う。RSPO でも足りないと言われている。
- ・理念は3つの認証ともほぼ同様にカバーされていると思う。各認証の実効力を公正な立場から担保するのは現実的には難しい。
- ・強制力を持った形で逃げられないように、法律で規制される認証制度をpusshuしていかなければ

いけないと思う。

- ・ISPO や MSPO は国家が主導して、民間認証である RSPO でカバーしきれないところを自国の中でもなんとか努力してやつていこうというふうに、後発ではあるがルール作りをしていると思う。
- ・選択肢を広げて、いろいろな人がサステナブル製品を利用でき、また生産地においても、小さな農民が加入できるようなものを作つていかないと、今後もなかなか広がらないと思う。
- ・パーム油の認証を検証するにあたって、持続可能性を確保する基準があること、客観的評定がなされていること、運用にあたって実行可能性が担保されていること、認証に伴う負担が公正で適正であること、の4つが重要なポイントだと思う。
- ・もし3つの認証が入るのであれば、持続可能なパーム油を普及させていくために応援する目的でこういうものを入れたということを文章として入れてほしいと思う。
- ・世界にはいろいろな評価があり、RSPO でも駄目だという評価もある中で、認証間に線を引くこと自体が難しいと考える。
- ・実績がなく、しかも現地での確保が不十分といわれる認証を含めて、東京オリンピック・パラリンピックが応援したいというのであれば、調達コードという名前を止めて、認証応援コードとすればすっきりすると思う。
- ・認証の中で担保されていない項目は認証に加えて別に要求することが必要ではないかと思う。
- ・クレジットを活用することには基本的に賛成だが、MB 以上を目指し、どうしても確保ができない時はクレジット制度を認めるとしてはどうか。
- ・クレジット方式を認めることで実態的に何も変化しないで終わる可能性もあると思う。
- ・クレジット方式は調達コードを満たしていないものを許容することとなるので慎重な議論が必要であると思う。
- ・先進的な取組をしてきた RSPO NEXT がクレジット方式を導入したという趣旨はかなり重く受け止めないといけないと思う。

(企業グループに対する評価について)

- ・大手でブランドを意識する企業ほどこうしたことを気にするので、行動改善につながらないという記載は避けた方がよい。

(その他の留意すべき点について)

- ・現状、日本においてほとんどパーム油の生産現場や製造に対する認識がないところで、間口を狭くして調達量が不十分なままスタートするか、それともある程度間口を広げて持続可能性の観点に濃淡をつけて求めていくのか、検討する必要があると思う。
- ・基準を緩めてはよくないと思うが、加減は必要ではないかと考える。
- ・理想と現実のギャップが大きい問題だと思う。るべき姿をしっかりと示したうえで、段階論や現実論といったものがあつても良いと思う。
- ・社会の認識がまだまだ十分ではないことから、現状認識やなぜこれが必要なのかという背景の説明を書いた方がよい。啓発にも配慮した文章にしていく必要があると思う。
- ・先進国の場合は合法性の中にある程度の持続可能性というものが含まれているが、インドネシアやマレーシアの場合は合法性だけでは持続可能性は確保できない。

- ・様々な消費者ニーズに合わせて、持続性を持って継続する為に、選択肢の広さは必要だと思う。
- ・政府の実効力がないという意見もあるが、逆に政府に実効力を持たせるようにプッシュをしていくことが前向きで建設的な行動ではないかと思う。
- ・国全体の環境をサステナブルにするためには、母集団自体を上げていかなければいけない。この母集団自体を上げることは民間ではできず国でしかできない。
- ・基準の位置づけとしてはまずオリンピック・パラリンピックの大会で調達するために適用するものであるので、まずはそれを想定した形でしっかりと作っていくが、一方、レガシーの観点もあるので、大会のためとしつつも、その先にも活用できる、活用しやすいような視点も入れていかなければいけないと考えている。
- ・ヨーロッパは彼ら自身の参加国メンバーの農業政策やエネルギー対策を基にルールを作っているので、グローバルスタンダードということは決してない。
- ・日本は日本独自のオリジナルの基準を作ればよいと思う。
- ・100点満点のものがない中で、100点のものしか合格させないということではなくて、100点に至らないかもしれないが努力するものをどのように評価するかというところが大事だと感じる。

資料 3

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用されるパーム油（パーム核油を含む。）については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮したパーム油の調達基準（案）

パーム油は多種多様な食品や化成品に使用されている植物油脂である。その生産現場においては森林開発や農園労働に係る課題も指摘されているが、日本国内での関心はまだ非常に低い。組織委員会は、本調達基準を策定し、これに沿った調達を行うことによって、国内の事業者や消費者の意識が高まり、持続可能なパーム油調達の動きの長期的な拡大に寄与することを目指す。

1. 本調達基準の対象は、加工食品、揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤製品の原材料として使用されるパーム油とする。

サプライヤーは、上記加工食品等について、本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達することとする。

※パーム油が含まれる可能性が高い製品は以下のとおり。

例) 食用油、インスタント麺、パン、ペストリー、マーガリン、ショートニング、コーヒーフレッシュ、冷凍食品、レトルト食品、ドレッシング、カレールー、フライドチキン、フライドポテト、スナック菓子、チョコレート、クッキー、ビスケット、キャンディ、ケーキ、ドーナツ、アイスクリーム、石鹼、洗剤、トイレタリー製品、シャンプー、ボディソープ、歯磨き粉

2. パーム油が持続可能な形で生産されていると認められるためには、以下の①～④が確保されていなければならない。

- ①生産された国または地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして手続きが適切になされていること。
- ②農園の開発・管理において、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に管理されていること。
- ③農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重されること。

④農園の開発・管理において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること。

3. 上記2の①～④の考え方についてパーム油の生産現場における取組を認証するスキームとして、ISPO（注1）、MSPO（注2）、RSPO（注3）がある。これらの認証については、実効性の面で課題が指摘される場合があるものの、小規模農家を含め幅広い生産者が改善に取り組むことを後押しする観点から、これらの認証を受けた農園に由来するパーム油（注4）を活用できることとする。また、生産現場の改善に資するものとして、これらの認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法も活用できることとする。

このほか、上記の3つの認証と同等以上のものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産されたパーム油についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けて生産されたパーム油以外を必要とする場合は、農園までのトレーサビリティが確保されており、上記2の①～④について別紙に従って第三者確認が実施されたものも活用できることとする。

5. サプライヤーは、上記1の対象のうち、上記3または4に該当するパーム油が使用されているものについて記録した書類を東京2020大会終了後から1年の間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

6. サプライヤーは、トレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で使用されるパーム油の原産地や製造事業者等に関する情報を収集し、上記2を満たさないパーム油を調達するリスクをより低減するために活用することが推奨される。

ただし、収集した情報については、その信頼性や客觀性を十分に検証すべきであり、不確かな情報を十分な検証なく活用した結果、特定の製品やその製造事業者等を不当に排除することとならないよう十分注意すべきである。

注釈

1. Indonesian Sustainable Palm Oil
2. Malaysian Sustainable Palm Oil
3. Roundtable on Sustainable Palm Oil
4. IP、SG、MBにより管理されたものが該当する。

別紙（調達基準4に関する確認方法）

持続可能性に配慮したパーム油の調達基準（以下「調達基準」という。）の4については以下のとおりとする。

調達基準2の①～④について、第三者機関が以下の確認を実施する。

- ①：当該パーム油が生産される農園について、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な政府発行の事業許可を受け、関連規則を遵守していることを確認する。
- ②：当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、希少な動植物がいる場合はその保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある場合はその保全のための措置が講じられていることを確認する。
- ③：当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- ④：当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、児童労働を行わせていないこと、強制労働が行われていないこと、移住労働者を含め、適切な雇用手続きや最低賃金その他労働条件が確保されていること、適切な労働安全対策が取られていることを確認する。

資料 4

第 20 回 調達ワーキンググループ (WG) (2 月 5 日)

紙の調達基準の検討 概要

(持続可能性の観点について)

- ・①の合法性の要件とクリーンウッド法の関係を整理してほしい。
- ・先住民族の権利については、合意が得られているということが理想形になるが、「意見を述べる機会が確保されていて、大きな紛争が起きていない。」のような条件にした方がよいと思う。
- ・先住民族や地域住民の権利については、事前に合意を取り付けているという形まで持っていく必要があると思う。
- ・少数民族等の利害関係者の合意を得るというのは現実的に難しい場合もあるが、意見を聞くだけではなくて、それを反映するといったように表現を工夫してもらえればと思う。

(認証制度について)

- ・認証制度で認証された紙は FM 認証と管理木材のものがあるが、これらについては①～⑤を満たすものとして整理している。
- ・FSC 認証と PEFC 認証では天然林開発に係る配慮で違いがある。認証紙であれば自動的に全て OK とはならない書き方が必要であると思う。
- ・「認証を受けているイコール①から⑤を満たされているとは限らない」という考え方については、悩ましいが少し違和感がある。認証を取っていても①から⑤はまた別の話であるとなってしまうと、また更に検証や証明のプロセスが必要になってしまふ。

(クリーンウッド法について)

- ・合法伐採木材について今のところラベルのようなものはないので、購入する木材関連事業者に直接問い合わせるしかない。
- ・登録制度自体は、合法性の確認されたものしか取り扱ってはいけないというものではない。合法性の確認を適切かつ確実に実施していることを以て登録される。
- ・クリーンウッド法と森林認証の関係については、国が策定する基本方針において、森林認証制度を合法性の確認に活用できることとしている。FSC や PEFC などの基準のしっかりした認証制度については活用できるように位置づけている。
- ・製紙業界ではクリーンウッド法の登録の準備を進めており、また、合法性が確認できないものを流すということは考えていない。クリーンウッド法の登録企業であることが望ましい、あるいは推奨するといったことを基準の中に入れてもらうことはよいと思う。
- ・登録の要件が定められて間もないということだが、その一方で東京大会まで約 2 年と迫っている状況の中で普及の関係と実際にものが調達できるのかということを見極めた上で現実的な要件として盛り込んでいただければと思う。

(企業グループに対する評価について)

- ・企業全体が確実にこれを守るということは無理だが、コントロバーシャルイシューはないということをある程度の条件として組み入れておく必要があると思う。
- ・いろいろな主体がいろいろな情報や主張をしている中で、どの情報をもとにどう判断をするのか、その情報の信頼性や発信者の意図も考えながら活用しないといけないと思う。
- ・いかがわしい指摘がないとは言い切れないが、そこはしっかりと確認してリスクのあるものにはなるべく近寄らないようにするための策を考えてほしい。
- ・リスク情報を集めていくと特定の名前が浮かび上がってくることもある。その時の評判リスクなども考えて、現地で実際に多くの訴訟を抱えているようなことが明らかに分かるものも出てくる。書きぶりは考える必要はあるが、企業グループの評価に関する項目は必ず入れるべきではないかと思う。

(紙の品質に係る環境配慮について)

- ・再生利用だけでは非常に幅が広く、紙を集めて紙以外の別のものを作ることも考えられるので、「紙への再生利用を困難にする」といった表現にした方がよいと思う。

(その他の留意すべき点について)

- ・「古紙パルプを最大限利用する」、「白色度が過度に高くない」など定性的な部分について、もう少し明確にしておいた方がよいと思う。
- ・ISO20400 でも、「必要ないものは使わない」、「革新的なソリューション」といった、今までの何となく物を買うといったことではないやり方を考えようと言っている。このコードではなく、上位のものになるかもしれないが、意識的にやっていくと東京大会として象徴的な例になると思う。

資料 5

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用される紙については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した紙の調達基準（案）

1. 本調達基準の対象は以下に使用される紙（和紙を含む。）とする。
ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナップキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱
2. 上記1の紙について、持続可能性の観点から以下の（1）～（3）が求められる。
 - (1) 古紙パルプを、用途や商品の性質等に応じて最大限使用していること。（注1）
 - (2) 古紙パルプ以外のパルプ（以下「バージンパルプ」という。）を使用する場合、その原料となる木材等（間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。製材端材や建設廃材、林地残材、廃植物繊維は除く。）は以下の①～⑤を満たすこと。
 - ①伐採・採取に当たって、原木の生産された国又は地域における森林その他の採取地に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
 - ②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林その他の採取地に由来すること
 - ③伐採・採取に当たって、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に管理されていること
 - ④伐採・採取に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重されていること
 - ⑤伐採・採取に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること
 - (3) 用途や商品の性質等に応じて、白色度が過度に高くないこと、塗工量が過度に多くないこと、紙への再生利用を困難にする加工がなされていないこと。（注2）

3. 上記2（2）の①～⑤を満たすバージンパルプを使用した紙として、FSC、PEFC（SGECを含む。）の認証紙が認められる。これらの認証紙以外を必要とする場合は、バージンパルプの原料となる木材等について、別紙に従って①～⑤に関する確認が実施されなければならない。
4. サプライヤー（注3）は、使用する紙の上記2（1）～（3）について記録した書類を東京2020大会終了後から1年の間保管し、組織委員会が求め場合はこれを提出しなければならない。
5. サプライヤーは、トレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で当該紙の原材料の原産地や製造事業者等に関する情報を収集し、上記2を満たさない紙を調達するリスクをより低減するために活用することが推奨される。
ただし、収集した情報については、その信頼性や客觀性を十分に検証すべきであり、不確かな情報を十分な検証なく活用した結果、特定の製品やその製造事業者等を不当に排除することとならないよう十分注意すべきである。
6. 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、サプライヤー及びそのサプライチェーン（注4）は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨される。

注1、注2：コピー用紙や事務用ノートなどについては、「東京都グリーン購入推進方針」等を参考に古紙配合率や白色度等を指定する場合がある。

注3：ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー」に読み替える（以下同様）。

注4：日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める木材関連事業者に該当するものに限る。

別紙（認証紙以外の場合の確認方法）

持続可能性に配慮した紙の調達基準（以下「調達基準」という。）の3の後段の確認については以下のとおりとする。

調達基準2（2）の①～⑤について、国内で製紙する場合は製紙事業者、海外で製紙したものを作成する場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。

- ①：当該木材等について、生産国・地域の法令上必要な手続きが実施されて伐採・採取されたものであることを確認する。
- ②：当該木材等が生産・採取される森林等について、森林経営計画等の認定を受けている、または、土地所有者等が管理や整備に関する計画または方針を有することを確認する。
- ③：当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物がいる場合にはその保全を考慮した伐採作業等を行っていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある場合はその保全のための措置が講じられていることを確認する。
- ④：当該木材等が生産・採取される森林等について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- ⑤：当該木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させていることを確認する。

公益財団法人
東京オリンピック・パラリンピック競技大会
組織委員会

「持続可能性に配慮した調達コード」に係る
通報受付窓口

業務運用基準(案)

2018 年 XX 月

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口 業務運用基準

目次

1. 趣旨	1
2. 目的	1
3. 基本原則	1
4. 実施体制	1
5. 対象案件	2
6. 通報の受付期間	2
7. 通報の手段	2
8. 通報の内容	3
9. 通報受付窓口における案件処理のプロセス	4
10. その他の通報等	6
11. 情報公開	6
12. 調達ワーキンググループへの報告	7
13. 広報	7

附則

1. 施行

別添

別添 XX：通報フォーム

別添 XX：通知例

別添 XX：対応方針案フォーム

**公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口 業務運用基準**

1. 趣旨

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「東京 2020 組織委員会」といいます）は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」といいます）に係る通報受付窓口を設置するとともに、以下の業務運用基準を定めます。

2. 目的

調達コードに係る通報受付窓口は、以下の目的のために設置されます。

- (1) 調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、それらの迅速かつ適切な解決に向けた必要な対応を、公平かつ透明性をもって実施すること。
- (2) 特に、調達コードの不遵守を理由として生じた問題に関して、当事者等の合意に向けて当事者間の建設的な対話を促進するなどして、適正な改善を図ること。

3. 基本原則

本業務運用基準は、「ビジネスと人権に関する指導原則」において「非司法的苦情処理の仕組みの実効性基準」として示されている、正当性、利用可能性、予測可能性、公平性、透明性、権利適合性、持続可能な学習源、関与と対話を基本原則とします。

4. 実施体制

4.1. 東京 2020 組織委員会

東京 2020 組織委員会は、上記「**2. 目的**」を達成するため、「**3. 基本原則**」に基づき、調達コードに係る通報受付窓口を設置し、その運用業務を実施します。

東京 2020 組織委員会は、通報受付窓口の運用に当たり、必要に応じて、関係するサプライヤー、ライセンシー及びそれらのサプライチェーン（以下、総称して「サプライヤー等」といいます）に対して、通報処理の円滑な実施に協力するよう要請します。サプライヤー等、とりわけ一次サプライヤーは調達コードのサプライチェーンへの働きかけが求められていることを踏まえ、調達コードの遵守はもとより、本業務運用基準を十分理解し、その円滑な実施に協力することが期待されています。

4.2. 助言委員会

東京 2020 組織委員会は、通報受付窓口の設置にあたり、その運用の中立性・公平性を高めるため、有識者で構成される助言委員会を設置します。助言委員会は、個々の通報案件の処理にあたり、中立の立場から助言等を行います。助言委員会の設置及び運営

に関して必要な事項については別途定めるものとします。助言委員の候補者名簿は公表します。

4.3. 持続可能な調達ワーキンググループ

持続可能な調達ワーキンググループ（以下「調達 WG」といいます）は、通報受付窓口における通報の受付、処理等の状況について、東京 2020 組織委員会より報告を受け、通報受付窓口が効果的に運用されるよう、東京 2020 組織委員会に助言します。また、助言委員会の委員の人選についても、調達 WG に、専門的知見に基づく中立的立場からの意見を聴いた上で決定します。

5. 対象案件

本通報受付窓口は、東京 2020 組織委員会の調達する物品・サービス及びライセンス商品（以下「調達物品等」といいます。）に関する案件であって、調達コードの不遵守に関するもの（調達コードの不遵守又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもの）について取り扱うことができるものとします。

ただし、以下に該当する案件は対象としません。

- (a) 他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口業務における手続の争点が実質的に同一であることにより、本基準の目的に照らし本通報受付窓口業務における手続を開始する必要がないと認められる場合
- (b) 実質的に同一の案件について既に本通報受付窓口業務における手続が行われている場合。ただし、新たな事実に基づく通報はこの限りではありません。
- (c) 悪意のある通報、非常に些細な事案に関する通報、あるいは、競争有利を得るために作られた通報その他本通報受付窓口業務における手続を開始することが明らかに適切でないと認められる場合

6. 通報の受付期間

通報の受付期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までです。

7. 通報の手段

通報は、日本語又は英語で、書面にて、専用のメールアドレス（またはウェブサイト）にて受け付けます。ただし、上記メールアドレス等にアクセスできる環境にない者については、東京 2020 組織委員会が指定する場所への郵送によって通報できることとします。通報の書面には、以下「**8. 通報の内容**」にある情報を記載する必要があります。

8. 通報の内容

通報の書面には、以下の内容が日本語又は英語で記載されている必要があります。なお、通報内容に該当しない情報を除き必要事項が正確に記載されていない場合は、通報者に対して詳細の確認を行わせていただきます。

(1) 通報者の氏名・住所・連絡先（電話番号、e-mail アドレス）

※通報は本名で行われ、連絡先が明記されていなければいけません。ただし、通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。また、処理の過程において匿名を希望する場合には、その旨記載することができます。

(2) 被通報者に関する情報

1) 被通報者名

2) 被通報者の住所

3) 東京 2020 組織委員会が調達する調達物品等を特定するに足る情報（商品の種類、商品の名称、製造又は販売業者の名称、製造や納入の時期、ロット番号等のほか、商品名のみで特定が困難な場合は商品が特定できる特徴等）

4) 通報者と被通報者との関係（例：雇用主とその社員）

(3) 通報者に対して生じた現実の負の影響又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的な内容

(4) 通報者が考える調達コード不遵守の条項及び不遵守の具体的な事実（当該不遵守が上記(2)の3) の調達物品等の製造・流通等の過程において生じていることが特定できる情報を含みます。）

(5) 調達コード不遵守と負の影響の因果関係

(6) 通報者が期待する解決策

(7) 被通報者との対話の事実

※当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、通報者は、通報を行う前に、被通報者との対話に向けた努力を行うことが求められます。このため、被通報者との協議に向けた通報者の行為にかかる事実関係については、日時・相手方・対応の内容など詳細が記載される必要があります。ただし、通報者が被通報者との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載してください。

(8) 他の紛争処理手続において係争中の案件、又は、本通報受付窓口業務における手続が行われている案件、に該当するか否か

(9) 代理人を介して通報を行う場合には、代理人を介して通報を行う必要性を記載し、通報者が代理人に対し授権していることの証憑を添付してください。

9. 通報受付窓口における案件処理のプロセス

通報受付窓口における案件処理の標準的なプロセスは以下(1)～(9)のとおりです。このプロセスを基本として処理しますが、案件の内容・性質等に応じて、複数の手続きを並行して行ったり、または、一部の手続きを省略したりすること等があります。なお、同プロセスにおいて「当事者」とは、調達コードを遵守していない（可能性のある）者、及び、それによって負の影響を受ける（可能性のある）者を言います。また、以下の要件を満たす者が特定され、対話による解決が適切かつ可能な場合には、案件処理のプロセスにおいて当事者間の対話が実施されます。

- ・ 調達コードの不遵守の結果として、当該案件により負の影響を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる者（個人、グループあるいはコミュニティ）
- ・ 上記の者の代理人（ただし、代理人を立てる場合は、上記の者が特定されている必要があり、かつその者が代理人に対し授權していることが必要です）

(1) 通報の受付

通報者は、上記「8. 通報の内容」を記載した通報を、書面で通報受付窓口に提出します。記載内容は、別添 XX：通報フォームに示す通りです。

(2) 処理開始案件の審査

東京 2020 組織委員会は、受け付けた通報について、上記「5. 対象案件」「6. 通報の受付期間」「7. 通報の手段」及び「8. 通報の内容」に照らして処理手続を開始するか審査します。東京 2020 組織委員会は、必要記載事項を満たした通報を受領後、原則として 5 営業日以内に、別添 XX：通知例に従い、通報者に対し処理手続を開始するか否かを通知します。ただし、通報の内容、性質等によって、これ以上の審査期間を要することが判明した場合は速やかに通報者へ連絡します。

通報の処理手続を進めない場合においても、その事実とその理由を書面で通知します。またその場合、東京 2020 組織委員会は、可能な範囲で、他の苦情処理メカニズムに関する情報を提供します。

(3) 情報の収集、助言委員会の組成

東京 2020 組織委員会は、上記(2)において処理手続を開始すると判定した案件について、当事者等からそれぞれ情報を収集・整理します。その際、当事者の見解をバランス良く聴取し、「中立性」への信頼を損なわないよう、各当事者への個別ヒアリングを行うとともに必要関係文書を入手し、論点を整理します。また、助言委員会の委員について、調達 WG の意見を聴いた上で選定し、遅滞なく助言委員会を組成します。

(4) 当事者間による一次対話

東京 2020 組織委員会は、当事者による対話の機会を設け、前項で収集した情報をもとに事実関係や論点を整理・提示する等、当事者の自主的な合意形成に向けて対話が円滑に行われるよう促します。助言委員会は、必要に応じ助言を行い、場合によっては対話に参加するなど、対話の促進を支援します。なお、労使間の対話等他の紛争処理メカニズムがより解決に資すると判断される場合には、東京 2020 組織委員会は当事者の意向等を確認した上で同メカニズムの利用を求めることがあります。

東京 2020 組織委員会は、当事者に対し、対話の手続方法（直接対面、電話会議、メールのやり取りによる対話等）と標準処理期間を通知するとともに、手続の進捗状況については随時当事者への連絡を行います。

通報受領から一次対話完了までの標準処理期間は、およそ 1~2 ヶ月程度を目安とします。ただし、案件の内容、性質等によって、これ以上の処理期間を要することが判明した場合は、通報者や被通報者等関係者に速やかに連絡します。

一次対話によって解決した案件は、(8)改善措置等に従って処理されます。

(5) 一次対話不調時の事実関係調査

上記(4)の一次対話を経て、対話が不調となった場合に、東京 2020 組織委員会は、通報に係る事項について、詳細調査を実施します。詳細調査では、上記(3)において入手できなかった情報を中心に、関係文献調査に加え、必要に応じ、現地調査を実施します。現地調査では、通報対象に関連し当事者が対処した内容を確認します。また、必要に応じ、当該事案の専門家、弁護士、現地 NGO 等の第三者の知見を踏まえ、情報及び論点を整理します。

(6) 当事者間による二次対話

東京 2020 組織委員会は、当事者による対話の機会を設け、上記(5)で収集した情報をもとに事実関係や論点を整理・提示する等、当事者の自主的な合意形成に向けて対話が円滑に行われるよう促します。また、関係者の了解を得た上で、当該事案の専門家、弁護士、現地 NGO 等の第三者を対話に招聘する場合もあります。助言委員会は、必要に応じ助言を行い、場合によっては対話に参加するなど、対話の促進を支援します。

二次対話によって解決した案件は、(8)改善措置等に従って処理されます。

(7) 二次対話不調時の対応方針

二次対話が不調のまま終了した場合には、東京 2020 組織委員会は、当該案件の経

緯、当該者双方の主張、及び調査結果要旨を整理した上で、対応方針案（別添 XX：対応方針案フォーム）を作成します。また、同対応方針案について助言委員会へ諮問し、助言委員会はこれに答申します。東京 2020 組織委員会は、助言委員会の答申を踏まえ、対応方針を決定します。

一次対話不調時の事実関係調査から対応方針決定までの標準処理期間は、およそ 3 ヶ月程度を目安とします。ただし、案件の性質上、必要な場合には、更に処理期間がかかる可能性もあります。

(8) 改善措置等

東京 2020 組織委員会は、被通報者等に対し、上記(4)又は(6)の合意内容、(7)における対応方針に基づいた改善等を求めます。東京 2020 組織委員会は、被通報者等に対し、改善措置計画の提出、及び、同計画の遂行状況やその改善結果に関する報告を求めます。また、東京 2020 組織委員会は、改善結果について関係者に通知します。改善措置計画について、進捗の遅れや不作為があった場合には、東京 2020 組織委員会は、必要に応じて事実関係の確認等を行います。

(9) 通報案件の処理完了の判断

東京 2020 組織委員会は、被通報者から上記(8)の報告を受けた後、処理が適切に行われたことを確認し、当該案件の通報処理プロセスが完了したことの判断を行います。処理の完了した案件は、関係者にその旨を通知します。

上記各手続の過程において、案件の解決、通報の取り下げ、調達コード不遵守の事実が確認できない場合、上記の手続きを継続しても解決が見込めない場合、あるいは当事者双方の合意の上で改善措置等が不要であるとされる場合等、東京 2020 組織委員会が相当と認めるときは、当該案件の通報処理プロセスが終了したと判断できることとします。

10. その他の情報提供等

東京 2020 組織委員会の調達物品等に関するものである限り、上記「**5. 対象案件**」にある要件を満たさない情報提供や、通報ではないがメディアを通じて東京 2020 組織委員会にもたらされる情報等についても、調達コード不遵守の有無（可能性）及びその程度、情報の具体性、不遵守により生じる負の影響の重大性、緊急性又は安全性等を考慮し、東京 2020 組織委員会が相当と判断する場合は、本基準に定めるのと同様の手続によりその解決を図る場合があります。

11. 情報公開

(1) 東京 2020 組織委員会は、通報者が公開を望まない場合を除き、受け付けた通報等

の概要、処理手続の状況、結果の概要を、そのウェブサイト上において、原則として公開します。ただし、中傷目的等悪意のある通報や、競争有利を得るために作られた通報等、公開が適切でないと判断される情報については、公開しないものとします。

- (2) 上記(1)の情報は定期的に更新します。なお、情報の公開にあたっては個人のプライバシー等に十分配慮します。
- (3) ウェブサイトで公開される情報の言語は、英語及び日本語とします。

12. 調達ワーキンググループへの報告

東京 2020 組織委員会は、通報処理案件について定期的に通報の受付状況、処理状況等を取りまとめ、調達 WG に報告します。

13. 広報

東京 2020 組織委員会は、本業務運用基準をウェブサイトに公開します。また、調達コードに係る通報受付窓口のパンフレット等を作成し、労働組合や事業者団体のネットワーク等も活用して配布・周知するなどして、通報受付窓口の存在・活動内容が広く認知されるよう努力します。

附則

1. 施行

本基準は〇年〇月〇日より施行します。

通報受付窓口に係る助言委員会について（案）

組織委員会が、通報受付窓口の運用にあたり、通報処理の中立性・公平性を高めるために設置する助言委員会の運営等については、以下のとおりとする。

（助言委員会の組成）

- 受け付けた通報について処理手続きを開始するときは、遅滞なく助言委員会を組成する。ただし、運用基準第9項(2)、第9項(9)等に基づき当該処理開始案件の処理手続を進めないこととした場合その他助言委員会の組成を要しないと認められる場合は、この限りでない。
- 助言委員会の組成は、処理開始案件ごとに行う。
- 助言委員会は、当該処理開始案件に係る処理手続が完了し、または、進めないこととされた場合には、解散する。

（助言委員会の所掌事項）

- 助言委員会は、当該処理開始案件に関し、次に掲げる事項（以下「助言等」という。）を行う。
 - (1) 当事者間の対話による合意形成に向け、その円滑な実現を支援するため、当事者又は組織委員会に対して助言を行うこと
 - (2) 組織委員会が対応方針を決定する際、組織委員会からの諮問に対して答申すること
 - (3) 上記のほか、組織委員会に対し、通報処理に関して必要な助言等を行うこと

（助言委員会の構成）

- 助言委員会は、委員候補者の中から選任される委員1名以上（うち弁護士たる委員1名以上）をもって構成する。
- 次に該当すると認められる者は、委員となることができない。委員がその選任後にこれらに該当し、又は該当していたことが判明したときは、当該委員は解任する。
 - (1) 当該処理開始案件に係る当事者その他関係者との間に特別な利害関係を有する者
 - (2) 当該処理開始案件の処理ないし解決の公正性、中立性を害するおそれがある者
- 委員の選任（その人数の決定も含む。）は、組織委員会が当該処理開始案件に係る通報の内容、性質等を踏まえ、その者が上記に該当する者でないことを確認した上で、これを行う。なお、選任にあたっては、あらかじめ「持続可能な調達ワーキンググループ」の意見を聽かなければならない。
- 委員は、当該処理開始案件の処理状況等に応じて、これを追加し、又は変更することができる。
- 委員が2名以上となる場合は、委員の互選により委員長1名を置く。
- 委員の任期は、助言委員会を組成した日からこれを解散した日までとする。

- 委員がその任期中に委員候補者としての地位を失ったときは、当該委員は解任する。その場合、直ちに後任委員の追加の要否を検討するものとし、当該追加については、上記を準用する。

(委員候補者)

- 委員候補者は、法律、人権、労働、環境・開発、紛争解決、サプライチェーン管理その他持続可能性に関する分野について専門的な知識及び経験を有すると認められる者4名以上（うち弁護士2名以上）とし、組織委員会がこれを選定し、委嘱する。なお、その選任にあたっては、各分野間のバランスに配慮するとともに、あらかじめ「持続可能な調達ワーキンググループ」の意見を聴かなければならない。
- 次に該当する者は、委員候補者となることができない。委員候補者がその委嘱後にこれらに該当し、又は該当していたことが判明したときは、当該委員候補者を解嘱する。
 - (1) 禁固刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - (2) 人権、労働、環境その他の持続可能性又は紛争解決に関する法令の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 委員候補者の委嘱期間は原則として1年とし、再委嘱することができる。ただし、委員候補者が欠けた場合における補欠の委員候補者の委嘱期間は、その残期間とする。
- 委員候補者の名簿は公表する。

(助言委員会の開催等)

- 助言委員会は、組織委員会がこれを招集する。
- 助言委員会の議事は、委員長（委員1名により構成する場合にあっては、当該委員とする。以下同じ。）がこれを進行する。
- 助言委員会は、委員全員の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない事由により委員（委員長を除く。）が欠席する場合であって、委員長が相当と認めるときは、この限りでない。また、代理による出席は認めない。なお、電話会議システム等の活用による出席は可能とする。
- 委員長は、必要と認めるときは、当該処理開始案件に係る事実関係、法規制、社会情勢等に関する専門的知見を有する者を出席させ、その意見等を聴取することができる。
- 委員長は、相当と認めるときは、他の委員候補者をオブザーバーとして出席させ、必要に応じてその意見等を聴取することができる。

(助言等の検討及びその決議等)

- 助言委員会は、助言等を行うにあたって、当該処理開始案件に係る事実関係、その処理

プロセスの進捗状況、当事者の意向等のほか、法的規制、その分野ないし類似案件に係る社会情勢等の諸事情を踏まえつつ、専門的な知見に基づき、必要な検討（委員が2名以上の場合にあっては、必要な議論等を含む。）を行う。

- 助言委員会は、必要に応じて、組織委員会に対し助言等を行うために必要と認められる事実関係の調査、情報提供等を要請することができる。
- 助言等は、決議により行う。
- 前項の決議は、原則として全会一致とするが、やむを得ないときは多数決とし、同数の場合は委員長がこれを決する。
- 欠席する委員は、書面等により、上記検討及び調査等の要請に関してその意見を申し述べ、又は決議に参加することができる。

(委員の責務等)

- 委員は、前項に定める検討、決議等にあたって、持続可能性の理念のほか、調達コード、運用基準及び本要綱の趣旨を十分理解するとともに、その所属する組織等を代表せず、あくまで公正中立の立場にある一個人として、その責務を果たすべきことを十分に認識した上で、当該処理開始案件の円滑・迅速かつ適切・実効的な解決を図るべく行動しなければならない。
- 委員は、その任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（助言委員会に提出された資料の内容のほか、助言委員会における協議、各委員の意見等の内容を含むが、これらに限られない。組織委員会により公開されたものを除く。）について、その秘密を保持しなければならないものとする。
- 上記の責務等は、委員候補者及び助言委員会に出席した者について準用する。

(会議の公開)

- 助言委員会の会議の内容（その資料等を含む。）は、原則として非公開とする。ただし、運用基準第11項に基づき公表する場合は、この限りでない。

第21回持続可能な調達WG パーム油委員会

油糧輸出入協議会

2018年3月9日 第21回持続可能なパーム油調達委員の検討会に際して、輸入・買付の実務の責任を担う商社団体の意見を、以下に纏めました。詳細は委員会当日に御説明致したいと思いますが、委員の皆様に事前に御参考頂けましたら幸いです。

**持続可能パーム油の発展・普及の為、消費者と生産者のニーズに合った認証を選択できる事。
国家と国際団体が運営するRSPO、MSPO、ISPO、を選択の対象とする事。**

●以下①～⑥が持続可能パーム油の発展・促進の為に必要であると考えます。

今までこの委員会で議論して来ました様に、RSPO、MSPO、ISPOのいずれも、基本の水準を満たしていますが、一方ではまだ改善の余地や必要性があると思われます。

それぞれに不足している所があれば、それをお互いに補い合う為に、一方では現時点で発展の可能性がある制度を拒絶せずに、この3つの制度が切磋琢磨による成長や改善を続ける様にする事が重要であると思います。

① ルールの設定水準の確認と改善の可能性

RSPO、MSPO、ISPOの制度は、それぞれサステナブル・パーム油の一定水準の理念とルールを満たしている事を確認できた。且つ、サステナブルの向上や改善を目指す姿勢が認められ、更なる広範な制度向上の為にこれらは必要である。各制度のルールの詳細は事務局の問い合わせによって、瑕疵が無い事を確認されており、更に、必要に応じて各制度に改善を要請する事で、建設的で前向きな効果を発揮できる機会が有る為。

② 生産者・消費者の保護：独占取引に伴う弊害の防止

サステナブル・パーム油を買う消費者と、生産を行う農民など、両国の国民が選択の機会を与えられないまま、独占取引によって生じる不利益を受ける事を防ぐ事。
独占的な取引を禁じるサステナブルの基本理念にも反しない事。

③ サステナブル制度の実行力・強制力の強化

産地のサステナブル普及と、ルール遵守の強化の為の実行力を高める必要がある。
制度に参加しない企業や農民と、ルール違反をする者に対して、何等かの強制力が求められ、その為には法律でルールを遵守させ、罰則で取締りを行う制度が必要。
認証を剥奪する形式や、参加しない者が居る制度では、普及と実行力に限界がある。
(認証が不要な市場に販売し続ける事ができるので、今と同じ状況が続く)。

④ サステナブル普及の為に必要な消費者ニーズに合った幅広い選択肢

日本の消費者にはサステナブルの普及が遅れており、実績が上がってない。
この背景は、パーム油の用途が広い=>消費者のニーズが広い=>しかし消費者の

ニーズに合ったコストや選択肢が無いまま、消費者が置き去りにされている為。

良い制度が有っても、絵に描いた餅にならない為に、消費者の納得が得られる“理想と現実のバランス”が必要。この納得が無いまま、現実的でない経済的負担が消費者に生ずれば、人々の幸せを求めるサステナブルの目標に反してしまい、普及が進まない。
従い、消費者の幅広いニーズを満たす選択肢を持たせる事で、広い普及が促される。

⑤ 適正価格を判断する為に必要な、情報の透明性

一つの制度（=一つのブランド）しか無い場合、市場価格を適正に判断できない。

（サステナブルの理念である情報の透明性が欠如）。特に、ブランド価格で高値になる場合は、消費者は高値で購入を強いられてしまい、適正価格で買う事が出来ない。

⑥ 産地の農民を困窮させる事なく、普及促進を行う必要性

産地で一部の農園企業だけが参加し、多くの農民にサステナブルが普及していない現状があり、この限界を打破して、多くの人が参加できる制度が必要。農民にとって現実的な制度が無い事が問題であり、これでは制度に参加する事で経済的負担が起り、農民は困窮する。離農などになれば、却って農業の持続可能性を阻害してしまう。

加えて、コストが高い制度によって供給されるバーム油は、他の油種（大豆油等）との国際競争力を失い、販売量は減少する事で農民と農園労働者が失業する。

この様に、農民や農園労働者に経済的な不利や所得格差を与えない制度が必要である事を、世界に啓蒙する責務も我々にあると思う。

- サステナブルの基本理念は不公平・不平等を禁じており、国際大会では、公平・平等な判断が求められ、国際的に非常識な独善的な判断（独占取引の許容など）を避けねばならないと思います。また、不採用の場合には、明確で具体的な説明無しに、結論を事後連絡しないようにしたいと思います（国際常識として、理由の説明責任がある為。）
- お客様の多くニーズに応じられる状況になれば、多くの認証油を輸入し、普及を促す事ができます。安心・安全・安定供給の商社の使命に基づき、持続可能性を確保する為に、どの認証制度からでも疑いを指摘されたサプライヤーは、監視を強化し、買付を吟味するなど、実効面で制度の水準を守る活動をして参ります。

○ 油糧輸出入協議会の意見のベースとなった考え方。

- パーム油のステークホールダーの全ての人々（農民・農園企業の労働者・消費者など）を平等に扱い、誰にも差別を与えない制度を目指す事。会員制にて一部を対象にする制度ではなく、会員になれない人々も参加ができる制度を目指す。
- 生産者（農民）に経済的な困窮を与えず、消費者にも経済的な不利益を与えない制度を目指す事。
- 情報の透明性を維持する事によって、消費者のニーズやコスト負担に合った選択肢を提供できる事。
独占取引の形態によって発生する農民や消費者の不利を回避できる事。
- 企業・生産者などの法令違反や、制度の不参加者に対して、強制力や実効力を行使できる制度を目指す事。
- ルール遵守の状況を、公の方法で客観的・公平に確認・評定できる事。
- 両国の国民（消費者と農民）に更にサステナブル意識が浸透しやすい制度を目指す事。